

議案第128号 令和5年度大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、
政策調整部の所管する部分について

議案第128号 令和5年度大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、政策調整部の所管する部分についてご説明申し上げます。

まず、今回の人件費補正にかかる給与改定の概要について、ご説明申し上げます。

今回の給与改定につきましては、本年8月の人事院勧告に引き続き、10月の滋賀県人事委員会からの勧告に基づき、常勤職員及び会計年度任用職員の給与を改定しようとするものでございます。

また、新たな人事給与制度として、より発展した人事給与制度を実施するにあたり、国家公務員の俸給表と水準の均衡を図るため、給料表の改定を行うものです。

資料「令和5年度大津市職員の給与改定について」に沿ってご説明を申し上げます。

まず、常勤職員の改定について説明いたします。

(1)の給料表の改定をご覧ください。

給料については、今回の人事院勧告による増額改定により、行政職

給料適用者では、平均引上率としては、1.11%、平均引上額は、3,427円となります。他の給料表においては記載の通りであり、実施時期は令和5年4月1日にさかのぼって遡及適用するものであります。

2ページ目をお願いいたします。

(2)の期末・勤勉手当の改定についてであります。令和5年度は12月期に、一般職は期末手当・勤勉手当をそれぞれ0.05月、暫定再任用職員は、それぞれ0.025月引き上げるものであります。

3ページ目をお願いいたします。

令和6年度における期末・勤勉手当については、令和5年度12月に引き上げた月数を、令和6年度6月及び12月に均等に配分して引上げを行います。

よって、一般職員の期末手当及び勤勉手当について、それぞれ0.025月ずつ引き上げし、暫定再任用職員は、それぞれ0.0125月ずつ引き上げするものです。

4ページ目をお願いいたします。

(4)の給与改定率であります。給料の改定による地域手当のはねかえり分を含めた給与改定率は0.86%となり、給与改定額は3,351円となるものであります。

5ページ目をお願いいたします。

(5)の給与改定に伴う会計別所要額であります。一般会計、特別会計、企業会計を合わせて、人事院勧告に伴う影響額が2億4,300万円余りであり、より発展した人事給与制度に伴う影響額が460万円余りであるため、合計2億4,800万円余りの所要額となるものであります。

6ページ目には、給料、地域手当、期末勤勉手当について、各会計別の影響額を記載しております。

7ページ目をお願いいたします。

次に会計年度任用職員の改定についてご説明します。

会計年度任用職員についても、人事院勧告等の内容を踏まえた改定を行うとともに、地方自治法の改正によって令和6年4月1日からパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、本市会計年度任用職員について、令和6年度より新たに勤勉手当を支給するものです。

(1)の給料表の改定ですが、会計年度任用職員についても、国の給料表に対応して同様の改定を行います。なお、これまで、会計年度任用職員については、改定の適用時期を翌年度からとしておりましたが、国の指針等が改正され、改定の実施時期を含めて常勤職員の給与改定に準じるよう努めるとされたことを踏まえ、常勤職員と同様に、適

用の時期を令和5年4月に遡及して改定を行うものです。

なお、行政職給料表の改定額は月額8,700円から12,000円となっております。

8 ページ目をお願いいたします。

(2)の期末手当につきましては、令和5年度分として、現行の2.55月から滋賀県に準じて0.05月引き上げ、年間で2.60月の支給とします。また、令和6年度以降は、正規職員と同様の月数である2.45月で支給するものであります。これは、勤勉手当の支給が無いことへの措置として据え置いた月数について減じることによるものです。

9 ページ目をお願いいたします。

(3)の勤勉手当については、令和6年度より年間2.05月で新たに支給を開始するものであります。月数は正規職員と同様であります。

10ページ目をお願いいたします。

(4)の影響額ですが、令和5年度においては、給料・報酬が2億6600万円余り、期末手当が3500万円余り、合計で3億200万円余りの増額となるものであります。

令和6年度においては、期末手当が2200万円余りの減額、勤勉手当が6億1100万円の増額となり、差し引きで5億8800万円余りの増額となります。

また、個別の職員に係る具体例として、事務補助の職員で、1日7時間、週5日勤務である場合の初年度の給与について、改定前後の金額を記載しております。月額で約1万2千円、期末勤勉手当を含む年額では、約48万円の増額となります。

次に、特別職及び議員の期末手当の改定について、ご説明いたします。

「令和5年度特別職及び議員の期末手当の改定について」の資料をご覧ください。

特別職及び議員の支給月数については、これまでより、国の指定職の期末勤勉手当の支給月数を準用しており、一般職と同じく人事院勧告に基づき、改定しようとするものでございます。

令和5年度については、12月期で、現行の1.65月であるところを0.1月引き上げ1.75月とし、令和6年度については、今回引き上げた支給月数分を6月期と12月期に二分し、0.1月の半分の0.05月を、それぞれの支給期に引き上げるものであります。

2ページ目をお願いいたします。

2の影響額については、記載のとおり、市長が12万3千円余り、副市長が10万7千円余りの増額となるものであります。

以上が、給与改定の概要でございます。

それでは、一般会計予算説明書の34ページをお願いいたします。

歳出について、ご説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の説明欄1の特別職給与費 356 千円の増額は、人事院勧告等に準拠した市長及び副市長の期末手当の改定などであり、説明欄2の常勤職員給与費 9,546 千円の増額のうち、政策調整部にかかるものは秘書課での1,157 千円の減額で所属職員の給与費の変動等に伴うものであり、説明欄3の一般行政推進費 3,671 千円の減額のうち、政策調整部にかかるものは秘書課の会計年度任用職員の給料等 1,147 千円の減額であります。

36 ページをお願いいたします。

目3企画費17,456千円の増額は企画調整課の職員1人の増員によるもののほか、企画調整課並びに人権・男女共同参画課の人権啓発及びいじめ対策等業務を担当する職員にかかる給与費の変動等に伴うものであります。

目4広報費、目6情報政策推進費及び目7文書費の各々の説明欄1の常勤職員給与費につきましては、広報課、情報政策課及び市政情報課における所属職員の給与費の変動等に伴うものであり、目5男女共

同参画費2,119千円の減額は人権・男女共同参画課の男女共同参画推進担当の職員給与費の変動等に伴うものであります。

38ページをお願いいたします。

目22 スポーツ振興費の説明欄1の常勤職員給与費118,916千円の増額のうち、政策調整部にかかるものは大会総務課の119,789千円の増額であり、職員の増員及び所属職員の給与費の変動等に伴うものであります。次に説明欄3の国スポ・障スポ大会推進費1,639千円の増額につきましては、会計年度任用職員の雇用経費の変動に伴うものであります。

42ページをお願いいたします。

項5統計調査費、目1統計調査総務費、説明欄1の常勤職員給与費7,730千円の増額は職員1人の増員及び所属職員の給与費の変動等に伴うものであります。

以上をもちまして政策調整部が所管する部分についての説明とさせていただきます。

ご審査のほど宜しくお願い申し上げます。